



定期第 9 1 号 令和元年 9 月 3 0 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 1 9	物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示	管財課
4 2 0	県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示	同
4 2 1	利用料金の額の変更を承認した件	にぎわいづくり課
4 2 2	同	同
4 2 3	同	同
4 2 4	地方卸売市場の廃止の許可をした件	もうかるブランド推進課
4 2 5	卸売の業務を廃止する旨の届出があった件	同
4 2 6	利用料金の額の変更を承認した件	教育委員会

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	徳島県人事行政の運営等の状況	人事課

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
4	包括外部監査結果報告に対する措置状況	

徳島県告示第四百十九号

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号及び第十号中「事業税」の下に「、特別法人事業税」を加え、同条第十一号中「第七十二条の四十八第一項（）」の下に「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第九条又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の」を、「、事業税」の下に「、特別法人事業税」を加える。

附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

徳島県告示第四百二十号

県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する告示

県有庁舎等の清掃業務及び設備運転管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成二十七年徳島県告示第六百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「事業税」の下に「、特別法人事業税」を加える。

附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

徳島県告示第四百二十一号

徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十四号）第八条第二項後段の規定に基づき、徳島県立大鳴門橋架橋記念館の利用料金（以下「架橋記念館利用料金」という。）の額の変更について次のとおり承認したので、同条第五項の規定により告示する。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 架橋記念館利用料金の額

区分	単位	利用料金の額	
		個人	団体（二十人以上をいう。）
児童	一人一回	二六〇円	二〇〇円
生徒	一人一回	四一〇円	三三〇円
一般	一人一回	六二〇円	四九〇円

備考 「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

二 適用開始年月日

令和元年十月一日

イト及び広場サイトを 利用しない場合			は、二〇〇円）を加算した額
コテージ、区画サイト 、キャンピングカーサ イト又は広場サイトを 利用する場合	一台	四時間	七八〇円

備考

- 1 「一日」とは、正午から翌日の正午までをいう。
 - 2 利用期間又は利用時間（以下この項において「利用期間等」という。）がこの表に定める単位に満たない場合の当該満たない利用期間等及び利用期間等に同表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用期間等は、それぞれ同表に定める単位の利用期間等として計算する。
 - 3 キャンピングカーサイトの一区画の二分の一を利用する場合におけるキャンピングカーサイトの利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表に定めるキャンピングカーサイトの利用料金の額から三千百三十円を減じた額とする。
 - 4 広場サイトを午前十時から午後四時までの間に限り利用する場合における広場サイトの利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、一区画につき、五百十円に、利用者一人につき四百十円（児童等にあつては、二百円）を加算した額とする。
- その二 交流体験室、会議室及びミーティング室

区 分	単 位	利 用 料 金 の 額
交流体験室	一時間	一、〇三〇円
会議室	一時間	五二〇円
ミーティング室	一時間	五二〇円

備考

- 1 利用時間が一時間に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に一時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ一時間として計算する。
- 2 次の各号に掲げる場合における交流体験室の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に掲げる割合を同表に定める交流体験室の利用料金の額に乘以得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。
 - 一 交流体験室の床面積の四分の三を利用する場合 百分の七十五
 - 二 交流体験室の床面積の二分の一を利用する場合 百分の五十

三 交流体験室の床面積の四分の一を利用する場合 百分の二十五

3 ミーティング室の床面積の二分の一を利用する場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表に定めるミーティング室の利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。

4 合宿のためコテージ、区画サイト、キャンピングカーサイト又は広場サイトとともに会議室又はミーティング室を利用する場合には、午後九時から翌日の午前九時までの間の利用に係る会議室及びミーティング室の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、それぞれ千三十円とする。

その三 浴室

浴室	区分	単位	利用料金の額
	小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者		
その他の者（学齢に達しない者を除く。）	一人 一回	三二〇円	

その四 洗濯機、衣類乾燥機及び温水シャワー

	区分	単位	利用料金の額
洗濯機		一台 一回	二〇〇円
衣類乾燥機		一台 一回	一〇〇円
温水シャワー		一基 五分	一〇〇円

二 用具の利用料金の額

	区分	単位	利用料金の額
テント		一張り 一日	一、五六〇円
タープ		一張り 一日	五二〇円
キャンプテーブル		一台 一日	五二〇円

キャンプチェア	一脚	一日	二〇〇円
バーベキューコンロ	一台	一日	四一〇円
ガス式コンロ	一台	一日	四一〇円
キャンプライト	一個	一日	一〇〇円
炊事用具	一組	一日	六二〇円
毛布	一枚	一日	二〇〇円
電気延長コード	一個	一日	一〇〇円
マウンテンバイク	一台	一日	七二〇円
交流体験室の映像機器	一式	一時間	五一〇円
拡声機（ワイヤレスマイク二本付き）	一台	一時間	五一〇円
ハンドマイク	一個	一時間	一〇〇円
天体望遠鏡	一台	一時間	八三〇円
スポッティングスコープ	一台	一時間	三二〇円
双眼鏡	一個	一時間	一〇〇円
その他知事が別に定める用具	一台等	一日又は 一時間	指定管理者が別に定める額

備考

- 1 「一日」とは、正午から翌日の正午までをいう。
- 2 利用期間又は利用時間（以下この項において「利用期間等」という。）がこの表又は次項に定める単位に満たない場合の当該満たない利用期間等及び利用期間等に同表又は同項に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用期間等は、それぞれ同表又は同項に定める単位の利用期間等として計算する。
- 3 マウンテンバイクを午前八時から午後六時までの間に限り利用する場合におけるマウンテンバイクの利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、一台一時間につき、百円とする。

三 適用開始年月日

令和元年十月一日

徳島県告示第四百二十三号

徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）第八条第二項後段の規定に基づき、徳島県立渦の道の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 徳島県立渦の道の利用料金の額

区分	単位	利用料金の額	
		個人	団体（二十人以上をいう。）
児童	一人一回	二六〇円	二〇〇円
生徒	一人一回	四一〇円	三三〇円
一般	一人一回	五一〇円	四一〇円

備考 「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童及び生徒以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

二 適用開始年月日

令和元年十月一日

徳島県告示第四百二十四号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場の廃止の許可をしたので、徳島県卸売市場条例（昭和四十七年徳島県条例第十六号）第三十六条第一号の規定により告示する。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開設者	株式会社阿南中央地 方卸売市場	市場の名称	株式会社阿南中央地 方卸売市場	市場の位置	阿南市見能林町どぶ 石三番地一	取扱品目の 部類	青果部	廃止の許可 の年月日	令和元年九 月十二日
-----	--------------------	-------	--------------------	-------	--------------------	-------------	-----	---------------	---------------

徳島県告示第四百二十五号

徳島県卸売市場条例（昭和四十七年徳島県条例第十六号）第八条の規定に基づき、次のとおり卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の許可に係る卸売の業務を廃止する旨の届出があったので、同条例第二十六条第二号の規定により告示する。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

卸売の業務を行っていた者の名称	卸売の業務を行っていた市場の名称	取扱品目の部類	廃止年月日
株式会社阿南中央地方卸売市場	株式会社阿南中央地方卸売市場	青果部	令和元年九月三十日

徳島県告示第四百二十六号

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年徳島県条例第六十五号）第十一条第二項後段の規定に基づき、徳島県立牟岐少年自然の家の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 利用料金の額

その一 基本料金

区分	単 位	利 用 料 金 の 額
基本料金	一人一日	一一〇円

その二 特別料金

区分	単 位	利 用 料 金 の 額	宿 泊 室	
			少年及びこれに準ずる者	その他の者
キャンプ用毛布	一枚一日	六〇円		
炊事用具	一式一日	一七〇円		
テント	一人一日	五〇円		
			一人一日	六五〇円
			一人一日	四四〇円

備考

- 1 基本料金は、全ての利用者から徴収する。
- 2 特別料金は、その二の表に掲げる施設又は物品を利用する利用者から徴収する。
- 3 県内の少年（指導者を含む。）が、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の規定に基づき教育課程として利用する場合の利用料金の額は、その一の表及びその二の表並びに前二項の規定にかかわらず、宿泊室又はテントを利用するときにあつては一人一日につき百十円、これらを利用しないときにあつては無料とする。

4 その一の表及びその二の表並びに前項において「一日」とは、二十四時間以内の時間をいう。

5 その二の表において「これに準ずる者」とは、学齢に達しない者及び高等学校の生徒、大学の学生その他の生徒又は学生をいう。

二 適用開始年月日

令和元年十月一日

公 告

県民の皆様には徳島県の人事行政の運営等の状況を知っていただくため、その内容について次のとおりお知らせいたします。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は県庁ふれあいセンターに備え置いて縦覧に供します。）

令和元年九月三十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき，徳島県知事から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年9月30日

徳島県監査委員
 矢近井岩山
 田藤関佐西
 光佳義国
 穂
 等男理弘朗

平成30年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
 監査テーマ：試験研究機関について

試験研究

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
33-37	工業技術センター			
	試験研究課題の決定過程及び評価の仕組み	<p>取り扱う分野，取り扱う技術のレベルについて，県内の中小企業のニーズを把握し，それに適合したものになるよう，これまでと同様に注力すべきである。</p> <p>また，徳島の誇るLEDについては，引き続き「産学官連携」を推進し，製品開発や共同研究，人材育成を通じ，本県の光関連産業の振興に貢献していただきたい。（意見）</p>	<p>試験研究課題については，県内企業のニーズを把握し，適切に実施するとともに，平成30年7月に策定した徳島県「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」に基づく地方大学・地域産業創生事業により，光関連産業の振興につながるような共同研究等を推進する。</p> <p>（工業技術センター）</p>	措置済み
		<p>評価の対象となる研究の内容や結果等については，できる限り，より詳しい情報をホームページ上に掲載し，県民に向けた公表を行うべきである。（意見）</p>	<p>平成29年度以降の事後評価終了後の試験研究課題については，ホームページ上で業務報告，研究報告，研究成果パネルへのリンクを追加することにより，具体的な成果を公表した。</p> <p>（工業技術センター）</p>	措置済み
42-53	農林水産総合技術支援センター			
	試験研究課題の決定過程及び評価の仕組み	<p>評価の対象とする「試験研究課題」の範囲を，限定する方向で再検討し，個々の研究内容に応じた最適な評価方法となるようにすべきである。（意見）</p>	<p>全ての試験研究課題について内部評価を行っていた本件については，意見の趣旨を踏まえ，他の機関からの委託等により実施する課題及び基礎調査など継続的に実施する課題は，原則として評価の対象外とするよう，平成31年4月1日付</p>	措置済み

53-54			<p>けで農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領を改正した。</p> <p>令和元年5月及び7月に実施した内部評価においては、評価の対象とする試験研究課題の範囲を限定することにより、効率的、効果的な評価を行った。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	
		<p>外部評価について、「課題別評価」はできておらず、農林・畜産・水産のいずれの分野においても、専門的知見を有する外部評価委員が限られており、実質的な評価が十分に行える体制になっていない。(指摘)</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、専門的知見を有する者による実質的な課題別評価を行うため、令和元年8月29日付けで農林水産総合技術支援センター外部評価実施要領を改正し、外部評価委員会に専門的知見を有する者で構成する専門部会を設置した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
	5年間の総括	<p>平成24年度から平成28年度までの5年間の中期計画について、達成度合いの総括をした上で、県民に広報すべきである。(意見)</p>	<p>5年間の中期計画である研究開発実行計画については、達成度合いの総括を行い、令和元年7月に農林水産総合技術支援センターホームページで公表した。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
55-57	試験研究機関共通			
	人材確保・育成	<p>研究員の資質向上につながる取組に対し、支援できる適切な方策を検討していただきたい。(意見)</p>	<p>研究員の資質向上につながる取組として、関連する学会等には団体名で加入しており、本人の適性と意向を踏まえつつ、学会への参加や学会誌への投稿、研修への派遣等により、更なる研究員の資質向上と人材育成に努める。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
			<p>研究員の資質向上につながる取組として、国立研究開発法人産業技術総合研究所の研修派遣事業や県の専門技術員研修等を活用し、研究員を派遣するなどにより、更なる資質向上に努めたい。</p> <p>(工業技術センター)</p>	措置済み
			<p>研究員の人材育成については、国の試験研究機関や大学等への長期派遣研修、公務による学会への参加等の取組を通じ、研究員の資質向上に努めている。また、大学の専門研究員受入制度を活用し、令和元年度においては、研究員4名を専門研究員として徳島大学に派遣した。</p> <p>なお、博士課程取得については休業制度を設けており、側面から支援に努めている。</p> <p>今後とも研究員の資質向上を目的とした自主的な取組に対し、事務分担を工夫するなど、更なる支援に努める。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み

57-58		<p>特定の分野の研究については、任期付研究員によって対応することができ、また、対応するのが相当なものもあると思われる。その必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な人材の確保に努めるべきである。(意見)</p>	<p>任期付研究員については、その必要性・相当性について検討し、多様な人材の確保に努める。 (保健製薬環境センター)</p>	検討中
			<p>特定の分野の研究については、必要に応じて任期付研究員による任用を検討するなど、多様な人材確保に努めたい。 (工業技術センター)</p>	検討中
			<p>これまで2名の任期付研究員を採用し、農林水産業の6次産業化及びスマート化並びに農産物の輸出促進等、特定分野における喫緊の課題に対応してきた。 今後とも喫緊の試験研究課題に対応するため、必要性・相当性を確認した上で、関係部局と協議し、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保に努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	検討中
	コスト	<p>研究コストを把握するためには、研究員が試験研究課題に費やしている時間を、試験研究課題ごとに把握できるようにすることが望ましい。(意見)</p>	<p>研究に費やした時間を試験研究評価シートに記載するよう、令和元年7月1日付けで保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱を改正し、試験研究課題ごとに従事した時間を把握する仕組みが確立した。 (保健製薬環境センター)</p>	措置済み
			<p>試験研究課題に係る週当たりの従事時間を試験研究課題事前評価シートに記載するよう、令和元年8月1日付けで工業技術センター試験研究評価実施要綱を改正し、試験研究課題ごとに従事した時間を把握する仕組みが確立した。 (工業技術センター)</p>	措置済み
			<p>限られた人材を有効に活用し、研究成果の最大化を図るため、試験研究課題毎に担当する研究員のエフォート()を記載するよう、令和元年7月1日付けで農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領の評価様式である試験研究課題工程表を改正した。 令和元年7月に実施した内部評価においては、この新たな指標を含めた評価を行った。 ()エフォート(%) = 試験研究課題に費やす時間 / 全仕事時間 × 100 (農林水産総合技術支援センター)</p>	措置済み
		<p>研究員が現場作業と研究そのものにどのように時間を費やしているのか、その実態を踏まえて、適切な人員配置を行って、研究員が研究により注力できる環境を作っていただきたい。(意見)</p>	<p>試験研究に用いる器具等の準備、運搬、洗浄等の補助作業については、臨時補助員又は非常勤職員が行っている。 研究員は、試験研究以外にも行政検査や監視・測定等の業務も行っていることから、試験研究により注力できるよう適</p>	検討中

			切な人員配置に努める。 (保健製薬環境センター)	
			令和元年度においては、研究員が現場作業に費やしている時間を把握した上で、新たに臨時職員及び非常勤職員の募集を行い、研究員が研究により注力できるよう体制を整えた。 また、研究員の負担軽減のために、学生のインターンシップや企業技術者のOJTによる外部人材を活用した課題解決型の共同研究を実施している。 (工業技術センター)	措置済み
			令和元年5月に所属長が研究員に対して実施したヒアリング及び業務連絡会議において、研究員が現場作業にかかる時間について実態を把握した。研究員が現場作業に多くの時間を費やしている時期には、各担当又は各課の非常勤職員や臨時職員の配置を変更し、研究員がより研究に注力できるよう環境を整えた。 (農林水産総合技術支援センター)	措置済み
58-60	追跡評価	追跡評価の仕組みを評価実施要綱等で定め、個別の試験研究課題に着目した追跡調査を行い、その結果を評価することを検討していただきたい。(意見)	令和元年7月1日付けで保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱を改正し、追跡評価に関する項目を追加した。これにより、主要な試験研究課題について、成果の結果を評価する仕組みが確立した。 (保健製薬環境センター)	措置済み
			令和元年8月1日付けで工業技術センター試験研究評価実施要綱を改正し、追跡評価に関する項目を追加した。事後評価終了後3年を経過した平成28年度の試験研究課題について、業務報告、研究報告、研究成果パネルにより具体的な成果を追跡調査し、外部評価委員会で評価した。 (工業技術センター)	措置済み
			主要な試験研究成果については、終了から一定期間経過後に追跡調査を行うよう、令和元年7月1日付けで農林水産総合技術支援センター内部評価実施要領を改正し、成果の結果を評価する仕組みが確立した。 (農林水産総合技術支援センター)	措置済み
60-61	各センターの広報	主要な研究の成果については、県民に成果を理解してもらえるような、分かりやすい広報を工夫すべきである。その際は、適時に広報することを心掛けていただきたい。 また、知的財産について、取得状況はホームページで確認することができるが、これがどの程度商品化に結びついているかについても、できる限り併せてホームページ	主要な研究の成果については、県ホームページに掲載している「センターニュース」により、県民に分かりやすい内容で広報を行った。 また、年報には試験研究に関するものだけでなく、行政検査結果の分析や監視・測定データの解析に関する内容も掲載しており、関連する過去のデータについても解析を行う必要	措置済み

		ジに掲載することが望まれる。(意見)	があるため時間を要する。今後は、公表時期を12月末とし、計画的に作成する。 なお、知的財産の取得はないが、意見を踏まえ、今後知的財産を取得した際には、県ホームページで公表を行う。 (保健製薬環境センター)	
			事後評価を終了した試験研究課題については、業務報告、研究報告、研究成果パネルにより、具体的な成果をホームページ上で公表し、より分かりやすい広報に努めた。 また、事業化や実施許諾をした特許権については、企業の実績が得られたものを公開し、より分かりやすい広報に努めた。 (工業技術センター)	措置済み
			農林水産総合技術支援センターのホームページを令和元年7月に更新し、各研究課毎に掲載していた主要な成果及び業務年報のサイトを一覧表示するとともに、平成30年度までの成果を掲載し、分かりやすく適時の広報を行った。 また、特許の商品化については、特許の利用許諾件数をホームページで公表した。 (農林水産総合技術支援センター)	措置済み

契約事務

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
保健製薬環境センター				
64-67	万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、競争入札を行うか、相見積りを取った上で、1号随意契約を行うことを検討すべきである。(意見)	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、次回設備の更新時において競争入札等について再度検討したい。 (保健製薬環境センター)	検討中
		保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、長期継続契約の導入を検討すべきである。(意見)	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、次回設備の更新時において長期継続契約の導入について再度検討したい。 (保健製薬環境センター)	検討中
68-71	微小粒子状物質(PM2.5)炭素成分分析業務	予定価格の設定は十分に検討し、適正かつ効率的な予算執行に努められたい。(意見)	予定価格の設定において、業者から取得した見積書を基に決定した本件であるが、令和元年度の契約においては、過去の実績や契約事務規則に示された基準を考慮した上で予定価格を決定した。	措置済み

			今後、同様な入札があれば、予定価格の算定を十分に検討した上で決定し、適正かつ効率的な予算執行を行う。 (保健製薬環境センター)	
72-75	風向風速計4式の賃貸借	予定価格の設定は十分に検討し、適正かつ効率的な予算執行に努められたい。(意見)	予定価格の設定において、業者から取得した見積書の金額から一定率を削減した金額を予定価格に決定した本件であるが、令和元年度の契約においては、過去の実績や契約事務規則に示された基準を考慮した上で予定価格を決定した。 今後、同様な入札があれば、予定価格の算定を十分に検討した上で決定し、適正かつ効率的な予算執行を行う。 (保健製薬環境センター)	措置済み
工業技術センター				
76-78	庁舎警備業務	工業技術センター庁舎警備業務について、6号随意契約が許される場合であることの確認がなされていなかった。(意見)	令和元年度における庁舎警備業務については、複数者から見積徴収を行い、他事例を参考に比較検討し、経済性はもとより、委託業務の円滑かつ効率的遂行の観点から、競争入札に付するより、随意契約によることが有利であると確認した。 (工業技術センター)	措置済み
		工業技術センター庁舎警備業務について、長期継続契約を前提とした競争入札の可否を検討すべきである。(意見)	令和元年度における庁舎警備業務については、複数者から見積徴収を行い、他事例を参考に比較検討し、経済性はもとより、委託業務の円滑かつ効率的遂行の観点から、競争入札に付するより、随意契約によることが有利であると確認した。 長期継続契約については、コスト縮減を図るため次年度から導入する。 (工業技術センター)	検討中
79-81	電波暗室保守点検業務	業務委託先からの報告書である「校正証明書」については、日本語で記載したものを提出させるべきである。(意見)	平成30年度における電波暗室保守点検業務の「校正証明書」については、保守点検結果の内容を日本語で記述したものを受理した。 (工業技術センター)	措置済み
農林水産総合技術支援センター経営研究課				
82-85	ニホンジカの林業被害対策実証業務委託	当初の予定どおり進まずに新たに見積書提出期限を設定しなおす必要が生じた場合には、実際の経過が事後的に検証できるような適切な方法で記録しなければならない。(意見)	見積書提出期限を設定しなおした本件については、その経緯と改めて期限を設定した内容をまとめ、立案に添付した。 また、職員を対象に徳島県会計規則、契約事務規則等の遵守や、会計等の事務手続に関する研修を平成31年3月5日に実施し、その中で見積書提出期限を変更する場合は、実際の経緯を明確に記録・添付する等、事後の確認ができるよう周知徹底を図った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み

86-91		見積書提出期限について、口頭で伝えるだけでなく、必ず見積依頼書に記載するようにすべきである。(意見)	見積書提出期限の通知を口頭で行っていた本件については、口頭ではなく見積依頼書に記載するよう周知徹底を図った。 なお、令和元年度の契約においては、適正に記載した。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み
	産業廃棄物等処理委託業務	本件のように資格者名簿登載者が多数あって、見積徴収先の不足に困ることがないようなケースでは、基準の数にとらわれず、十分な数の見積りが実際に徴収できて競争が確保されたといえるために、少なくとも実際に選定基準の数の見積書が確保できるように、見積りを依頼するようにすべきである。 なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、同様の処理を行っていただきたい。(意見)	意見の趣旨を踏まえ、辞退があっても指名業者の選定基準に定められた数の見積書が確保できるよう、最低基準数より多くの業者に見積りを依頼し、競争性の確保に努める。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	検討中
		新規参入の機会が確保され、実質的な競争も確保されるように、過去の実績のみにとらわれずに見積徴収先を選定するようにすべきである。 なお、他の契約でも同様の問題が確認された場合には、同様の処理を行っていただきたい。(意見)	令和元年度の契約においては、業者選定における競争性を確保するため、過去に実績のある者に加え、新規参入者にも見積りを依頼した。また、同様の契約を行う場合も、実質的な競争性を確保するよう、職員に周知を図った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み
		委託先業者からの請求書について、契約内容が守られているかどうか十分に確認し、契約内容に沿った支払処理を行わなければならない。(意見)	委託業者からの請求日の確認を適切に行っていなかった本件については、平成31年3月5日に職員を対象に徳島県会計規則、契約事務規則等の遵守や、会計等の事務手続に関する研修を実施し、支払時においては、関係書類及び契約内容等を十分確認するよう周知徹底を図った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み
92-94	白灯油の購入契約	入札者数が増加するように、公告方法を工夫し、広く周知を図るべきである。 なお、他の契約でも、入札者数が少ないという同様の問題が散見される。(意見)	意見の趣旨を踏まえ、一般競争入札の手續に従い県ホームページで広く公告を行った結果、平成30年度においては、白灯油の購入契約の一般競争入札に3者が参加した。 今後とも、競争性のある入札となるよう広く公告を行う。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み
95-99	農林水産総合技術支援センター畜産研究課			
	液体窒素の購入契約	契約金額を増額させる本件変更契約を締結することは、許されるものではなかった。(指摘)	会計事務の認識不足により契約金額を増額する変更契約を締結した本件については、平成31年3月に過払い分の返還を受けた。今後、関係規程等に基づいた適切な事務処理を行うよう、センターの職員全員を対象に、徳島県会計規則、契約事務規則等の遵守や、会計等の事務手続に関する研修を平成31年3月5日に実施した。 また、人事異動に合わせ、5月に改めて適正な事務処理について職員への周知徹底を図った。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)	措置済み

100-102	農林水産総合技術支援センター水産研究課		
	漁業調査船「とくしま」用燃料購入	単価契約において、当初の購入伺で決裁を受けている予定数量や購入予定価格を超える場合には、改めて追加の経費支出伺を作成して決裁を受けるべきである。(意見)	平成31年4月に課内会議を開催し、今後、当初の購入伺で決裁を受けている予定数量や購入予定価格を超えるような同様の事案があった場合は、改めて追加の経費支出伺を作成して決裁を受けるよう周知徹底を図った。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)

物品管理

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
103-115	全庁(はじめに)	平成18年度改正により、10万円未満の備品類について物品出納簿への記載が省略されたが、ではどのように管理すればいいのかについて曖昧になっているように思われる。 Q&Aで示されているように、「手書きの台帳を使用する」のであれば物品出納簿への記載を省略したという意図が明白ではなく、また「購入履歴、保管転換等の帳票類を活用し」とあるが、具体的な活用方法が会計規則・会計事務取扱規程・会計事務の手引き等どこにも示されていない。これでは物品管理権者がその管理方法について困惑することは必至であり、結果的にその管理方法が物品管理権者ごとに相違することになるであろう。統一した、より具体的な管理方法を示すべきである。(意見)	10万円未満の備品類の管理方法については、会計事務の手引き等において具体的な管理方法を示すよう検討する。 (管財課)	検討中
		平成18年度の改正により「備品購入費」で購入する物品の中に、10万円を境に物品出納簿に記載されるものとされないものが混在することになった。 平成18年度改正がなぜ行われたのかについては、その時の経済状況、他府県の状況等様々な事情が考えられるが、今後は当該事情を考慮しつつ、「備品購入費」として処理する金額と物品出納簿への記載する金額を一致させ、明確な処理規定を設けるべきである。予算編成への影響ももちろん考えられるが、可能な限り検討していただきたい。(意見)	平成31年4月1日付けで会計規則等を一部改正し、備品購入費として購入する物品の金額を10万円以上(机類、パーソナルコンピュータ等の一部例外を除く)とし、備品購入費として処理する金額と物品出納簿に記載する物品の金額とを一致させた。 (管財課、会計課)	措置済み
		会計規則によれば、原則として「物品出納簿に記載し	現在の物品管理システムには、管理番号付与の機能がない	検討中

た備品類及び消耗品類に物品標示票をちよう付し、その品名及び所属等を標示しなければならない。」とし、また会計事務の手引きによれば「物品標示票の日付欄には、物品を取得した日又は保管転換により受け入れた日を記入し、備考欄には、製造者名、型番等を記載し」となっている。

しかし、このままでは物品出納簿による管理は不十分と言わざるを得ない。つまり、物品出納簿に管理番号を記入し、その管理番号を当該物品の標示票に記載することにより、物品出納簿と現物との突合が可能となるのであり、製造者名、型番等だけでは現物の確認はほぼ不可能である。

今後は、物品出納簿に管理番号を記載するとともに、物品標示票にも管理番号を記載するように会計規則を変更すべきである。(指摘)

ため、物品出納簿と物品の現物との突合に有効な管理番号付与の方法を検討の上、物品出納簿及び物品表示票に管理番号を記載するよう会計規則改正を検討する。

(管財課)

物品の異動状況について、貸付け・売却(棄却)・保管転換については物品受入(払出)通知書、売却(棄却)申請書等、保管転換物品送付書等の書類により把握することができ、またその結果が物品異動状況報告書となって会計管理者に報告されるため問題はない。

問題となるのは、物品が亡失した場合である。亡失した物品を見つけ出すためには、物品出納簿と現物を確認する以外に方法はない。もちろん、偶然に亡失していることに気づく場合もあるが、系統的に検出するためには、定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が必要である。

会計規則では、「出納員又は物品出納員は、その保管する備品類及び動物については、物品出納簿と照合の上」となっているため、定期的な突合作業が必要となるのではないだろうか。毎年、物品出納簿に記載された物品について全て突合作業をすることには、その事務の煩雑さを考えると適当ではないが、ある一定の期間(例えば3年~5年周期)に全ての当該物品について突合作業をすべきである。(意見)

物品出納簿に記載された備品類については、毎年度末において物品出納員により物品出納簿と現物とを照合した上で、その異動状況を会計管理者に報告しているが、意見の趣旨を踏まえ、物品異動状況報告書を提出する際には、物品出納簿と現物との突合を行うよう各所属に対し通知するとともに、売却(棄却)・保管転換等についての物品出納簿の記載及び亡失等の報告についても会計事務担当職員の研修等で周知・徹底を行う。

(管財課, 会計課)

検討中

上記のとおり、会計事務の手引きでは、売却(棄却)する場合の判断基準は明らかにされているが、その対象となる物品の検出方法が定まっていない。

この場合にも、有効な手続として定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が考えられる。現物を確認することにより、その使用頻度が判明し、売却(棄却)の判断材料になるであろう。その意味でも、定期的な棚卸しは物品管理には重要な手続だと言える。検討してい

物品出納簿に記載された備品類については、毎年度末において物品出納員により物品出納簿と現物とを照合した上で、その異動状況を会計管理者に報告しているが、意見の趣旨を踏まえ、物品異動状況報告書を提出する際には、物品出納簿と現物との突合を行うよう、各所属に対し通知するとともに、売却(棄却)・保管転換等についての物品出納簿の記載及び亡失等の報告についても会計事務担当職員の研修等で周知・徹底を行う。

検討中

		<p>ただきたい。(意見)</p> <p>総務省の要請に基づき、「統一的な基準」による財務書類等の作成・公表が平成28年度から実施されることとなった。この財務書類等とは、貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書のことである。</p> <p>このうち、貸借対照表は【資産の部】【負債の部】【純資産の部】に分かれており、【資産の部】はさらに固定資産と流動資産に分かれている。</p> <p>この作成の目的は、財務書類等を「統一的な基準」で作成することにより、他府県との比較が可能となり、ひいては地方自治体の財政状態等の把握・検討・改善に帰することにある。</p> <p>重要物品はこの固定資産に分類され、減価償却後の金額が貸借対照表の【資産の部】(有形固定資産の中の物品)に計上されることになる。したがって、重要物品の管理状況に不備があり、欠落するようなことになれば財務諸表全体の適正性に問題が生じることになる。</p> <p>このように重要物品については、他の物品と比較するとその重要性は高く、その管理方法にも十分注意する必要がある。他県では、重要物品管理簿を作成し、所属コード・物品番号・品名・形状・取得金額・取得日・相手先等を記載することによって、その管理を行っているところもある。</p> <p>今後は、他県の例も参考にしながら適切な管理運営に努めていただきたい。(意見)</p>	<p>(管財課, 会計課)</p> <p>本県においては、重要物品については物品出納簿にて管理し、年度末において重要物品異動状況報告書により会計管理者に報告する仕組みとなっている。この仕組みにおいては、現物と物品出納簿との確認を適切に実施できていれば、重要物品が欠落するようなことはない。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、財務諸表における重要物品の重要性を再認識し、重要物品を適切に管理するため、現物と物品出納簿との確認を行った上で重要物品異動状況報告書を提出するよう、会計課長通知及び「財務会計だより」により各所属に対し周知徹底を図った。</p> <p>(管財課, 会計課)</p>	措置済み
117-120	保健製薬環境センター			
	物品(重要物品を含む。)	<p>物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。(指摘)</p>	<p>令和元年7月に物品出納簿と現物との確認作業を行い、物品出納簿を正確に記載した。現物と物品出納簿を照合し現物が確認できないものについては、会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、物品出納簿の整備を完了した。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
		<p>定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期(例えば3年~5年周期)を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。(指摘)</p>	<p>令和元年5月に備品類の管理について内規を定め、物品出納簿と現物との突合を行うこととした。</p> <p>令和元年度においては7月に物品出納簿と現物との確認作業を行い、盗難・紛失等のリスク管理に努めた。</p> <p>(保健製薬環境センター)</p>	措置済み
	10万円未満の物品について作成されている物品リス	今後購入する全ての物品(備品類)に管理番号を付与し、	措置済み	

121-122		トについては、管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。（意見）	現物にも貼付することとした。 (保健製薬環境センター)	
		重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を作成し、それを所内で共有することにより、使用状況の所内全体としての把握に努めていただきたい。その上で、保管転換・売却・棄却の判断を行うための委員会等を設けることも重要である。なお、管理簿には品目、品名、取得日、取得価額、使用実績、使用者名等を記載することが望ましい。（意見）	重要物品の使用状況については、物品出納簿に使用状況に関する項目を設けた管理簿を新たに作成し、共有フォルダ内で管理することにより、所内で情報共有を図った。その上で、不用となった重要物品については、所長、次長、各担当リーダーが出席する所内会議を設け、保管転換、売却、廃棄等の処理方法の判断を行う。 (保健製薬環境センター)	措置済み
		物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。（意見）	不用となった物品については、所長、次長、各担当リーダーが出席する所内会議において、保管転換、売却、廃棄等の処理方法の判断を行う。廃棄以外の物品については、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。 なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。 (保健製薬環境センター)	措置済み
		同一の物品が複数ある場合でも、物品出納簿にはそれぞれ個別に記載するのが望ましい。（意見）	風向風速計12式について、一括して物品出納簿に記載していた本件については、個別に記載し直した。 同一の物品が複数ある場合の記載については、その一部を廃棄等した場合においても現存量の把握がしやすいよう、物品出納簿にそれぞれ個別に記載する。 (保健製薬環境センター)	措置済み
	毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）	毒物受払簿の現在高については、可能な限り試薬容器を含む総重量を記載し、定期的に現物との突合を行うことにより、盗難・紛失のリスク管理に努めていただきたい。（意見）	毒物受払簿の現在高について、mg、M0等の内容量又は本数で記載していた本件については、令和元年5月1日付けで毒劇物取扱要領等を改正し、液体試薬等の試薬容器を含む総重量で管理可能な毒物については、試薬容器を含む総重量による管理を行うよう改めた。また、定期的に確認を行い、正確な在庫管理を行っている。 (保健製薬環境センター)	措置済み
	管理者が使用した場合には、当該管理者以外の者が確認することが望ましい。内部牽制のためにも、今後は注意していただきたい。（意見）	令和元年5月1日付けで毒劇物取扱要領等を改正し、管理者が毒劇物を購入・使用する場合には、管理者以外の職員が受払簿の確認を行うよう改めた。 (保健製薬環境センター)	措置済み	
工業技術センター				

123-126	物品（重要物品を含む。）	<p>多数にのぼる物品の現物確認を組織的に効率よく実施するためには、物品出納簿に記載されたIDを、全ての物品（形状、用途等により貼付が困難な物品を除く。）に貼付するとともに、品目別、あるいはフロア別に定期的（例えば3年～5年周期）な突合作業を実施すべきである。（意見）</p>	<p>現物確認を効率的に実施するため、今後購入する全ての物品（備品類）にIDを付与及び貼付するとともに、各担当ごとに定期的（2年周期）な突合作業を実施することとした。（工業技術センター）</p>	措置済み
		<p>物品出納簿に記載を省略した物品について、担当者レベルでの任意の使用簿は作成されていたが、IDが付与されていなかった。今後はIDを付与するとともに、IDを各物品に貼付する（形状、用途等により貼付が困難な物品を除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。（意見）</p>	<p>現物確認を効率的に実施するため、今後購入する全ての物品（備品類）にIDを付与及び貼付することとした。（工業技術センター）</p>	措置済み
		<p>使用簿のない重要物品については、有料開放の試験研究機器も含めた全体の使用簿を兼ねた管理簿を作成し、所内定例会議での参考資料にすれば、より一層の情報共有、意見交換ができるのではないだろうか。なお、管理簿には、品目、品名、取得日、取得価額、使用実績、使用者名等を記載することが望ましい。（意見）</p>	<p>使用簿のない重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作成し、その使用状況について所内で情報共有を図った。（工業技術センター）</p>	措置済み
		<p>物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有し、保管転換による有効活用方を検討すべきである。（意見）</p>	<p>工業技術センターが保有する不用な機器の処分の検討にあたり、令和元年7月22日から29日まで工業技術センターホームページに掲載し需要調査を行った結果、当該機器に対して購入希望者が存在せず、需要がないことを確認した。今後、使用する見込みのない物品については、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有する。（工業技術センター）</p>	措置済み
126-129	毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）	<p>工業技術センターでは、薬品管理システムにより、その管理は適正に行われているが、当該システムへの入力データの原始記録の記載には十分注意する必要がある。原始記録の記載について、現状の鉛筆書きでは書き換えのおそれがあり管理上好ましくないため、ボールペン等の書き換えのできないもので記載すべきである。（意見）</p>	<p>令和元年7月1日付けで工業技術センター劇毒物等取扱マニュアルを改正し、原始記録の記載については、書換えのできないボールペン等を使用することとした。（工業技術センター）</p>	措置済み
		<p>毒物の現在高については、在庫量から使用量を差し引くことにより算定しているが、今後は可能な限り試薬容器を含む総重量で記録することにより、定期的に現在高について確認し、適正な在庫管理に努められたい。（意見）</p>	<p>令和元年7月1日付けで工業技術センター劇毒物等取扱マニュアルを改正し、毒物の受払簿については、試薬容器を含む総重量で記録し、現在高についても定期的に確認することとした。（工業技術センター）</p>	措置済み

農林水産総合技術支援センター経営研究課

130-135	物品（重要物品を含む。）	<p>平成25年の統合以降、毎月開催している課長会議で、物品の整理整頓に努めるよう取り組んでいるとのことであるが、現在のところ物品出納簿が整理されているとは認めがたい。特に統合以前の物品については、その存在が確認できないものがある。早急に物品出納簿の整備をする必要がある。（指摘）</p>	<p>過去の物品購入決議簿や物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と物品の突合作業を徹底的に実施した。特に統合以前の物品については、現物と物品出納簿を照合し、現物が確認できないものについては、会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、平成31年3月に物品出納簿の整備を完了した。 （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p>	措置済み
		<p>重要物品については、自治体の財務諸表を構成する貸借対照表において、固定資産として計上されることになっている。したがってその存在については、他の物品に比べ重要性は高く、物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物が存在しないということになると、貸借対照表が適正に作成されていると言い難い。 今回の調査で判明した存在しない重要物品については、早急に管財課へ通知するとともに、他にも同様の重要物品がないかどうか調査しなければならない。（指摘）</p>	<p>物品出納簿に記載されているが現物が確認できない重要物品の内、平成25年3月に不用品として処分していた物品20件については、事実関係を確認した上で管財課に棄却を通知し、平成31年3月に棄却承認された。また、平成25年に棄却手続きを行っていた8件については、物品出納簿から除却した。 過去の物品購入決議簿、物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と物品の突合作業を徹底的に実施し、ほかに同様の重要物品がないことを確認した。 （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p>	措置済み
		<p>定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに、重要物品を含め物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期（例えば3年～5年周期）を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。（指摘）</p>	<p>平成31年3月に物品出納簿と現物との突合を行った上で、令和元年7月に物品の管理番号及び設置場所等を記載した写真付きの備品管理台帳を新たに作成した。 今後は、定期的（第4四半期）に現物との突合を行い、その状況を備品管理台帳に記載する。 （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p>	措置済み
		<p>寄附を受けた物品で物品出納簿に記載のないものについては、速やかに寄附手続を行い、物品出納簿への記載を行うべきである。（指摘）</p>	<p>寄附を受けた物品で物品出納簿に記載のないものについては、平成31年2月に会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、物品出納簿に記載した。 また、寄附を受けた物品に関する手続について、改めて職員への周知徹底を図った。 （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p>	措置済み
		<p>物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した管理簿を作成するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する（形状、用途等により困難であるものを除く。）ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。（意見）</p>	<p>現物確認を効率的に行うため、物品出納簿に記載を省略した物品については、令和元年7月に、管理番号付与した物品管理簿を新たに作成し、現物にも管理番号を記載したシールを貼付した。 （農林水産総合技術支援センター経営研究課）</p>	措置済み
		<p>重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。</p>	<p>令和元年8月に、使用簿のない作業機器、分析用機器等の重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を新たに作成した。管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載し、今後は、その使用及び管理状況を把握するとともに、計画的な備品更新を行</p>	措置済み

135-136		現在、農林水産総合技術支援センターでは研究記録に記載されたデータや試験結果を基に、重要物品の使用状況を把握しているが、管理簿を作成し、それを保管することにより、より適切かつタイムリーな情報が得られることになる。(意見)	う。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	
		物品(重要物品を含む。)のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。(意見)	不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み
		物品異動状況報告書には、品名及び品質規格を正確に記載し、物品出納簿との突合作業をスムーズに行うことが望ましい。(意見)	平成30年度における物品異動状況報告書については、品名及び品質規格等を正確に記載した上で報告を行った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み
	毒物劇物等(毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物)	受払簿について、管理総括者及び管理責任者の押印は、月締めというルールはあるが、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。(指摘)	平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、毒劇物の受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印するよう改めた。また、管理責任者不在の場合にも対応できるよう、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底した。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み
		使用後の毒劇物については、直ちに返却し管理しなければならない。(指摘)	盗難・紛失防止のため、使用後の毒劇物は直ちに保管庫へ戻すよう周知徹底を図った。今後は、管理責任者が定期的に収納状況を確認する。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み
		毒物受払簿の現在高については、容器の本数ではなく、可能な限り試薬容器を含む総重量で記載することにより、定期的に現在高について確認し、正確な在庫管理に努められたい。(意見)	平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 (農林水産総合技術支援センター経営研究課)	措置済み
		農林水産総合技術支援センター畜産研究課		
137-141	物品(重要物品を含む。)	現段階では、物品出納簿が完全な状態になっているとは言えない状況である。物品出納簿は物品を管理する上	平成31年3月に旧の備品台帳の記載内容を含め、過去の物品購入決議簿や物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と現	措置済み

<p>で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。特に、旧の備品台帳の記載内容について、現物との突合作業を実施する必要がある。(指摘)</p>	<p>物との突合作業を徹底的に実施した。その際、機能的には同じ物品でありながら、異なる分類項目に記載しているものが多数確認されたことから、同一分類に修正した。 また、現物と物品出納簿を照合し、現物が確認できないものについては会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、物品出納簿の整備を完了した。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	
<p>重要物品については、自治体の財務諸表を構成する貸借対照表において、固定資産として計上されることになっている。したがってその存在については、他の物品に比べ重要性は高く、物品出納簿に記載されているにもかかわらず現物が存在しないということになると、貸借対照表が適正に作成されているとは言い難い。 今回の調査で判明した存在しない重要物品については、早急に管財課へ通知するとともに、他にも同様の重要物品がないかどうか調査しなければならない。(指摘)</p>	<p>物品出納簿に記載されているが現物が確認できない重要物品で、平成26年10月に不用品として処分していた物品2件については、事実関係を確認の上、管財課に棄却を通知し、平成31年3月に棄却承認された。物品出納簿に記載漏れのあった4件と合わせて物品出納簿を整理した。 また、過去の物品購入決議簿や物品棄却調書等を参照し、物品出納簿と物品の突合作業を徹底的に実施し、ほかに同様の重要物品がないことを確認した。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み
<p>定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに、重要物品を含め物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期(例えば3年~5年周期)を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。(指摘)</p>	<p>平成31年3月に物品出納簿と現物との突合を行った上で、物品の管理番号及び設置場所等を記載した写真付きの備品管理台帳を新たに作成した。 今後は、定期的(第4四半期)に現物との突合を行い、その状況を管理簿に記載する。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み
<p>物品異動状況報告書への記載漏れを避けるために、そのチェック体制を強化し、作成した物品異動状況報告書と物品出納簿との確認作業を徹底すべきである。(指摘)</p>	<p>物品異動状況報告書に記載漏れの1件については、直ちに会計管理者に報告を行った。 また、令和元年5月に提出した報告書においては、物品出納簿と報告書の内容について記載漏れのないことを確認した。 今後は、物品を購入・使用する研究員、総務担当者及び副課長による確認を徹底する。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み
<p>重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。(意見)</p>	<p>令和元年5月に作業機器、分析用機器等の重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を新たに作成した。管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載し、その使用及び管理状況を把握するとともに、計画的な備品更新を行う。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)</p>	措置済み
<p>物品(重要物品を含む。)のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、</p>	<p>不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。 研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や</p>	措置済み

141-143		その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。(意見)	指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。 なお、全庁内でも不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)	
		物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した管理簿を作成するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する(形状、用途等により困難であるものを除く。)ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。(意見)	現物確認を効率的に行うため、令和元年5月に、物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した物品管理簿を新たに作成し、現物にも管理番号を記載したシールを貼付した。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)	措置済み
	毒物劇物等(毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物)	一部の保管庫で転倒防止対策のできていないものがあつたことから、地震が発生した場合に備え、全ての保管庫に転倒防止を施すなど、リスク管理に努めなければならない。(指摘)	平成31年4月に全ての毒物劇物保管庫に転倒防止金具を装着するなど、転倒防止対策を行った。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)	措置済み
		受払簿(毒劇物取扱管理表)について、押印欄を作成し、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。(指摘)	平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、毒劇物の受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印するよう改めた。また、管理責任者不在の場合にも対応できるよう、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底した。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)	措置済み
		受払簿(毒劇物取扱管理表)の現在高については、M2又は本数で記載するのではなく、可能な限り試薬容器を含む総重量で記載することにより、定期的に現在高について確認し、正確な在庫管理に努められたい。(意見)	平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)	措置済み
	毒劇物等の収納場所は、受払簿(毒劇物取扱管理表)で正確に管理するとともに、定期的な実査を行い、収納状況を適切に確認しなければならない。(意見)	毒劇物の収納場所については受払簿に正確に記載した。また、毒劇物を適切に管理するとともに、管理責任者と取扱者が定期的に収納状況を確認する。 (農林水産総合技術支援センター畜産研究課)	措置済み	
144-148	農林水産総合技術支援センター水産研究課			
	物品(重要物品を含む。)	現段階では、物品出納簿が完全な状態になっているとは言えない状況である。物品出納簿は物品を管理する上で、極めて重要な帳票であるため、全ての物品を正確に記載するように努めるべきである。(指摘)	全ての物品と物品出納簿との突合を行い物品出納簿に正確に記載した。現物と物品出納簿を照合し現物が確認できないものについては、会計規則等に定められた必要な事務手続を行い、平成31年3月に物品出納簿の整備を完了した。	措置済み

	また、同年4月に外部監査の指摘を踏まえて、課内会議を開催し、適正な物品の管理について周知徹底を図った。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	
定期的に物品出納簿と現物との突合を行うことにより、その実在性・正確性を把握し、盗難・紛失等のリスク管理に努めるべきである。確かに物品が多数にのぼることから、毎年全てを突合することは難しいが、周期(例えば3年～5年周期)を各物品ごとに定めた計画を策定し、突合作業を実施すべきである。(指摘)	平成31年3月に物品出納簿と現物との突合を行った上で、同年4月に物品の管理番号及び設置場所等を記載した写真付きの備品管理台帳を新たに作成した。 今後は、定期的(第4四半期)に現物との突合を行い、その状況を管理簿に記載する。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	措置済み
物品異動状況報告書と重要物品異動報告書との重複を避けるために、そのチェック体制を強化するとともに、重要物品異動報告書への記載漏れがないよう厳重な注意を払うべきである。(指摘)	平成29年度の物品異動状況報告における重複及び重要物品異動状況報告書の記載漏れについては直ちに是正し、会計管理者に報告を行った。 平成31年4月に提出した重要物品異動状況報告書及び令和元年5月に提出した物品異動状況報告書においては、物品出納簿と報告書の内容について記載漏れのないこと及び重複のないことを確認した上で報告を行った。 報告書については、物品を使用する担当者と管理者の複数名によるチェックを行う。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	措置済み
重要物品については、使用簿を兼ねた管理簿を作る必要がある。管理簿には、品目・品名のほか、備品番号、取得日・取得価額、使用回数・最終使用年月日等を記載し、その使用状況を適切に把握することにより、更新計画の策定に役立てていただきたい。(意見)	令和元年8月に作業機器、分析用機器等の重要物品について、使用簿を兼ねた管理簿を新たに作成した。管理簿には管理番号、取得日のほか、取得価格、使用日時、使用時間、使用者名、修繕記録等を記載し、その使用及び管理状況を把握するとともに、計画的な備品更新を行う。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	措置済み
物品(重要物品を含む。)のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。(意見)	不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。 研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。 なお、全庁内でも不用となった物品については、関係部局と協議の上、処理する。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	検討中
物品出納簿に記載を省略した物品について、購入時の一覧表に管理番号を付与するとともに、現物にも管理番号の記載されたシールを貼付する(形状、用途等により困難であるものを除く。)ことにより現物確認を効率的に実施できるように努めていただきたい。(意見)	現物確認を効率的に行うため、令和元年8月に物品出納簿に記載を省略した物品について、管理番号を付与した物品管理簿を新たに作成し、現物にも管理番号を記載したシールを貼付した。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)	措置済み

148-150	毒物劇物等（毒物劇物・毒薬劇薬・有害物・危険物）	<p>取扱要領第5条第3項に、「取扱者は、毒劇物等の購入、使用及び廃棄に際しては、残量がわかるよう受払簿等により管理しなければならない。」と規定されていることから、毒劇物等の受払簿は適正に作成しなければならない。鳴門庁舎の受払簿には現在のところ残量の記載がなく、適正な受払簿が作成されているとは言えない。鳴門庁舎は早急に適正な受払簿を作成し毒劇物の管理に努めなければならない。（指摘）</p>	<p>平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
		<p>取扱要領第5条第2項に、「保管庫の鍵は、管理責任者が管理する。」と規定されていることから、鳴門庁舎は今後保管庫の鍵の管理を適正に行う必要がある。薬品庫の鍵は、管理責任者が責任を持って管理しなければならない。（指摘）</p>	<p>毒劇物を適切に管理するため、薬品庫の鍵は管理責任者が管理し、薬品使用の申し出を受けて管理責任者が薬品庫の鍵を渡すよう、取扱要領に従って管理することとした。 また、薬品庫の扉及び庫内に、薬品管理について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
		<p>鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、毒劇物等受払簿に押印欄を作成し、受入時、使用時等には管理責任者の押印を必ず受領することにより、内部牽制機能を強化すべきである。（指摘）</p>	<p>平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、毒劇物の受入時及び使用時に管理責任者が確認を行い、押印するよう改めた。また、管理責任者不在の場合にも対応できるよう、あらかじめ所属長が指名した代理者が確認を行う等、管理を徹底した。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
		<p>鳴門庁舎及び美波庁舎ともに、毒劇物等受払簿の現在高については、可能な限り計量器を用いた正確な数値（試薬容器を含む総重量）を記載することにより、定期的に現在高について確認し、適正な在庫管理に努められたい。（意見）</p>	<p>平成31年4月1日付けで農林水産総合技術支援センター毒劇物等及び国際規制物資取扱要領を改正し、受払簿の様式を変更した。毒物の現在高は、特殊なものを除き試薬容器を含む総重量で記載し、正確な在庫管理を行っている。 また、薬品庫の扉及び庫内に毒劇物の計量・記入について記載した貼り紙をし、注意喚起を図った。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
		<p>美波庁舎において、劇物の保管は、施錠できる薬品庫内に置くとともに専用の保管庫に収納するように努められたい。（意見）</p>	<p>令和元年度において毒劇物を収容できるサイズの新しい保管庫を購入し、劇物を施錠して収納している。 （農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	措置済み
151-152	全庁（終わりに）		<p>ご意見のとおり物品出納簿の記載方法を変更するには、物品管理システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。 （管財課）</p>	検討中
	物品出納簿	<p>物品出納簿の「現在高」には、品名ごとに記載するのではなく物品ごとに記載すべきであり、また異動した場合には当初取得した物品の行に「払高」として記載し、当該物品の「現在高」を「受高」から差し引く形で記載しなければならない。その場合、異動年月日の記載が必要であるとともに、備考欄にはその異動状況を記載しな</p>		

152		<p>ければならないことは言うまでもない。 この物品出納簿の記載方法の変更は全庁的に実施しなければならず、予算面も考慮しなければならない問題ではあるが、是非とも検討していただきたい。(意見)</p>		
	使用不能・1年以上使用していない物品	<p>当該物品については、その情報をグループウェアに登載し、全庁的に情報共有することにより保管転換等の適切な処理に努めていただきたい。 また、全庁内でも不用となった物品については、ホームページに登載し、一般競争入札をした場合、広く県民にもその情報が伝達されることになり、売却等の処理方法も可能となってくるのではないだろうか。使用不能となった物品でも、その部品を売却することができるという可能性を検討していただきたい。(意見)</p>	<p>所属で不用になった物品については、物品管理権者においてその情報をグループウェアに登載し、全庁的に情報共有することにより保管転換等の適切な処理に努めている。 また、使用不能となった物品も含め、不用となった物品については、売却可能なものは、適切に売却している。 (管財課)</p>	措置済み
152-154	物品の購入・管理作業の煩雑性	<p>物品の調達、管理及び処分の事務を省力化、効率化し、より正確な事務が執行できるようにするため、情報を一元管理できるようにすべきである。物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを開発する必要があるのではないか。 更にいえば、公有財産等管理システム、財務会計システムとも連携して相互にデータを利用できる物品管理システムを目指すべきである。(意見)</p>	<p>物品の取得から処分まで一元管理ができる物品管理システムとするには、システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。また、他のシステムとの連携にどのような方法があるのか、併せて検討したい。 (管財課)</p>	検討中

公有財産管理（普通財産（土地））

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
161-166	農林水産総合技術支援センター			
	旧筍試験地、旧三好分場及び旧今山ほ場（未利用地）	<p>旧筍試験地、旧三好分場及び旧今山ほ場については今後の方針を早急に検討すべきではないだろうか。 管理のための作業にも、多数の人員、多額のコストが生じ、更に地域の活性化を阻害する要因ともなっている。有効な活用が図られるよう早急に処分方法を検討すべきである。 確かにこれらの土地は、その所在地等の面から、今まではその用途が限られ処理方法にも苦慮していたのも事実である。しかし、IT革命によるビジネススタイルの変化により、土地の利用方法が多様化し、サテライトオフィスの誘致等もその検討材料となっている。 今後は、このような環境変化も考慮し、地域の産業振</p>	<p>それぞれの旧分場等の状況を再度確認し、売却できるもの、売却に向いているものを再検討する。 売却や貸付物件は、引き続き県ホームページで周知を図るとともに、関係市町への働きかけや関係部局と連携した情報共有・収集を一層進め、有効活用につながるよう努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	検討中

		興を含めた土地の有効活用を検討するとともに、単に土地を売却するのではなく、建物の取壊し費用、土地造成費用等を県が負担する等の方法により、より多くの利用者の確保に努めていただきたい。(意見)		
	旧鴨島分場及び旧鴨島分場(南ほ場)(未利用地)	幹事会、推進会議から旧鴨島分場は4年経過、旧鴨島分場(南ほ場)にいたっては10年経過しており、未だに売却先が決まっていないということは、売却条件等について再検討する時期に来ているのではないだろうか。ここでもう一度、なぜ売却ができないのか(価格の問題なのか、立地条件の問題なのか)を再検討するとともに、売却以外の処理方法についても、リフレッシュ会議で意見・提言を聴取する等により、外部の専門家の意見を参考にすることも重要である。(意見)	旧鴨島分場や旧鴨島分場南ほ場については、以前より早期売却を図るため、不動産鑑定を行い売却価格を設定しているが、問合せはあるものの売却には至っていない。売却条件等を再確認するとともに、外部専門家の意見聴取等について関係部局と協議の上、有効活用につながるよう努める。 (農林水産総合技術支援センター)	検討中
166-171	旧農業大学校(貸付地：徳島大学との契約)	徳島大学の貸与物件に対する使用状況については、現地確認をし、監督しているということであるが、契約書に記載されている以上、徳島大学からの報告は必須であり契約解除の要件にも該当する(契約書第16条第1項第1号)ため、今後は必ず徳島大学からの報告を書面で求めなければならない。(指摘)	平成30年度分については、平成31年3月13日に徳島大学から利用状況報告書の提出を受けた。今後は、契約書の内容について徳島大学と再確認するとともに、毎年10月30日までに利用状況報告書を提出するよう徳島大学に通知する。 (農林水産総合技術支援センター)	措置済み
	旧農業大学校(貸付地：V社及びW社との契約)	違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。現在の契約書では当該年度の貸付料の1割に相当する金額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額となっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、あるいは具体的な金額を定めるべきである。(意見)	管財課が作成している標準様式である「徳島県県有財産有償貸付契約書」に基づき違約金を設定しているが、指摘の趣旨を踏まえ、当事案の違約金について再確認し、関係部局と協議する。 (農林水産総合技術支援センター)	検討中